

競争加入者心得

(趣旨)

- 1 東京国立近代美術館工芸館（以下「当館」という。）で発注する契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱については、独立行政法人国立美術館会計規則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

- 2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に該当しない者であって、分任契約担当役東京国立近代美術館工芸館長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。

(入札)

- 3 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟知し現場確認の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書及び現場説明書等について疑義があるときは当館職員に説明を求めることができる。

(代理人)

- 4 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。
- 5 競争加入者は、独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

- 6 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札参加職員」という。）及び18.の立会い職員以外の者は入場することができない。
- 7 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。
- 8 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書又は競争参加資格者名簿に搭載した旨の通知書（写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- 9 競争加入者又は代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することはできない。
- 10 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。
- 11 入札場において、公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合したものは、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

- 12 競争加入者は、入札場において配布される入札書用紙により入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び入札件名を表記し、入札執行場所に提出しなければならない。
- 13 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名、（法人にあっては、その名称若しくは商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

- 14 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

- 15 競争加入者又は代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消をすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

- 16 入札関係職員は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

17 次の各号の1に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- ①一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- ②指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- ③請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名、入札金額の記載のない入札書
- ④競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない入札書又は判然としない入札書
- ⑤代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない、又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されるものを除く。）
- ⑥請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- ⑦入札金額の記載が不明瞭な入札書
- ⑧入札金額の記載を訂正したもので、その訂正についての印の押していない入札書
- ⑨公正な価格を害し又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

（開札）

18 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

（落札者の決定）

19 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

（再度入札）

20 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

（同価格の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

21 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書の作成）

22 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任契約担当役から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、分任契約担当役が合理的と認める期間）に契約書の取り交わしを行うものとする。

23 落札者が22に定める期間に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（請書等の提出）

24 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、22.に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。ただし、分任契約担当役がその必要がないと認めて指示した時はこの限りではない。

（異議の申立）

25 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書及び現場説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。